

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
10月17日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課)……………二
公告
平成十八年度山口県補正予算の要領の公表 (財政課)……………三
土地改良区役員の届出 (農村整備課)……………四
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………五



山口県告示第五百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月十七日から同年十一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社

- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (N m ³ / 時)力	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	間 隔 時 間 の 使 用 方 法 の 変 動 の 概 要
四七―水	二、〇〇〇	平成一八、一〇	平成一八、三〇	平成一八、二	断 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「四七―水」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
四七一水	八・六	一・五	〇・一
水素イオン濃度 (水素指数)	六・六	一・五	
化学的酸素要求量 (mg/l)	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	
浮遊物質量 (mg/l)	一〇	一〇	
室 状 態 の 値	四〇〇	〇・五	
窒 素	四〇〇	〇・五	
燐 (mg/l)	〇・〇五	〇・〇五	

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
No. 10	七・五	八・五	八二、三七四・七
No. 8	"	六・五	八五、一二〇
No. 7	八・三	八・五	六四八、〇〇〇
No. 6	"	七・五	九一、二〇〇
No. 3	七・五	八・五	三六、七五〇
No. 2	七・二	"	四四、六一七・九
No. 1	七・四	八・五	一三、七三五
排 水 口	七・四	八・五	二九、九四五
水素イオン濃度 (水素指数)	七・四	八・五	
化学的酸素要求量 (mg/l)	二二・四	二二・九	
浮遊物質量 (mg/l)	一五・九	二〇	
室 状 態 の 値	二・五	二・五	
窒 素	二・五	二・五	
燐 (mg/l)	〇・八	〇・八	

山口県告示第五百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十八年十月十七日から同年十一月十七日までの間、山口県周南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者 日本ポリウレタン工業株式会社
- 住 所 東京都港区芝四丁目一番二二号
- 代表者の氏名 藤井 恒嗣
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 周南市開成町四五三〇番

- 三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の廃油
- 五 申請年月日
平成十八年三月三十一日



(五三八)平成十八年度山口県補正予算の要綱の公表

平成十八年九月山口県議会定例会に議決された平成十八年度山口県補正予算の要綱は、次のとおり이다。

平成十八年十月十七日

山口県民権 二 井 隆 宏

平成18年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成18年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,136,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,661,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
9 国庫支出金			610,242	98,686,877	99,297,119
		1 国庫負担金	600,300	31,998,255	32,598,555
		3 委託金	9,942	1,085,223	1,095,165

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
13 繰越金		1 繰越金	317,273	0	317,273
14 諸収入		2 受託事業収入	569,189	82,801,450	83,370,639
		6 雑収入	458,901	810,442	1,269,343
			110,288	3,510,611	3,620,899
15 県債		1 県債	639,700	90,993,000	91,632,700
		合計	2,136,404	730,525,150	732,661,554
1 議 会 費		1 議 会 費	1,040	1,580,968	1,582,008
3 民 生 費		1 社会福祉費	27,509	67,029,169	67,056,678
		4 児童福祉費	2,758	52,429,190	52,431,948
			24,751	12,927,069	12,951,820
4 衛 生 費		1 公衆衛生費	3,435	22,884,830	22,888,265
6 農林水産業費		1 農業費	3,435	6,555,850	6,559,285
		2 畜産業費	136,564	60,512,472	60,649,036
		4 林業費	17,355	13,844,381	13,861,736
		5 水産業費	11,817	1,251,858	1,263,675
			103,352	11,327,609	11,430,961
8 土 木 費		1 管 理 費	4,040	12,677,265	12,681,305
		2 道路橋りょう費	547,249	119,725,542	120,272,791
			231	9,441,687	9,441,918
		3 河川海岸費	55,339	46,056,267	46,111,606
		4 港 湾 費	4,705	25,024,601	25,029,306
		6 住 宅 費	464,603	14,988,619	15,453,222
10 教 育 費		1 教育総務費	22,371	12,131,731	12,154,102
		4 高等学校費	80,607	151,288,766	151,369,373
		9 保健体育費	2,007	13,542,245	13,544,252
		11 学 事 費	2,600	33,662,803	33,665,403
			21,000	1,524,839	1,545,839
			55,000	7,932,986	7,987,986

11 災害復旧費

2 土木施設災害
復旧費

歳出合計 2,136,404 730,525,150 732,661,554

第2表 債務負担行為補正
追加

事項	期間	限度額	額
1 緊急地方道路路整備事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。(県道江汐公園線)	平成18年度から平成20年度まで	320,000千円	
2 周防高潮対策事業を一年度を越えること。(糸波川)	平成18年度から平成20年度まで	490,000千円	
3 緊急地方道路路整備事業の年度を越えること(環状一号线牟礼大橋)上部工第2工区	平成18年度から平成19年度まで	350,000千円	
4 緊急地方道路路整備事業の年度を越える用地取得等を一括契約すること。(宇部湾岸線)	平成18年度から平成21年度まで	1,400,000千円	

第3表 地方債補正
変更 (単位 千円)

起債の目的	補正		補正		後
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
土木現年補助災害復旧事業 土木現年単独災害復旧事業	999,000 70,000	証書借付 人証券	1,298,700 410,000	証書借付 人証券	元利均等返済 は5年賦 又は30年以内 の特別の先 に協定する 利率による。 ただし、借 入先との協 議による。

計	1,069,000	1,708,700		
---	-----------	-----------	--	--

(五三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年十月十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
上関市安岡土地改良区	理事	下田 一也	下関市安岡町七丁目八番二四号
下関市豊田町土地改良区	理事	吉本 知則	豊田町大字殿敷一〇二八
		池田 義徳	一七六一
		田村 隆文	豊田町大字稲見一三五七
		徳重 達雄	豊田町大字八道一七〇三
		堀田 和隆	豊田町大字浮石六八〇
		福原 康毅	豊田町大字李路子一三六
		河内 良治	豊田町大字一の俣九八四
		村野 克己	豊田町大字中村七三七
		河本 敬介	豊田町大字西長野八八
		藤岡 昌信	豊田町大字今出九四
		小嶋 喜信	豊田町大字八道二六〇七
		岡村 昌平	豊田町大字殿居二二七六

二 退任した役員
 " 長岡 健治 " 豊田町大字萩原二五八

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
下関市安岡土地改良区	理事	高村 寛	下関市安岡町四丁目二番一五号
下関市豊田町土地改良区	理事	吉本 知則	豊田町大字殿敷一〇二八
"	"	田邊正登志	豊田町大字庭田一六〇
"	"	北村 善成	豊田町大字金道八三の一
"	"	竹村 芳隆	豊田町大字鷹子九五八
"	"	木村 博次	豊田町大字浮石二六三〇の二
"	"	加藤 肇	豊田町大字柰路子二一九
"	"	河内 良治	豊田町大字一の俣九八四
"	"	村田 政行	豊田町大字中村五二七の二
"	"	河本 肇	豊田町大字西長野八八
"	監事	原田 美典	豊田町大字今出一三二〇
"	"	奥原高富美	豊田町大字宇内六七
"	"	久岡 清美	豊田町大字殿居一〇二八
"	"	稲田 貞二	豊田町大字高山三二三

(五四〇) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市大字小野田字一ノ長沢
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山陽小野田市大字小野田三六三二番地の一
 大矢 崇靖

平成十八年十月十七日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）